

河合小学校『いじめ防止基本方針』

平成26年1月23日制定・令和7年4月更新

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、どの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」を的確に行うことが必要である。

【いじめの基本認識】

- ・ いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・ いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・ いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- ・ 関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・ いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

【具体的な取り組み】

I いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

○人権教育の充実

- ・ 全ての教育活動を通した人権教育推進計画のもと実施し、いじめのない誰もが楽しいと思える学校づくりを推進する。
- ・ いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、子どもたちに理解させる。
- ・ 子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・ 自他の良さを大切にし、相手を思いやる心を育てるために自尊感情の育成を図る。

○道徳教育の充実

- ・道徳の学習を通して、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・子どもたちの心情が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。
- ・6月と11月の「小野市いじめ等防止週間」において、各学年でいじめ等防止学習を実施する。
- ・1月に防災と命を考える週間を設定し、「命（防災）の学習」を実施する。

○体験教育の充実

- ・子どもたちが、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
- ・異学年交流、5・4制による小中一貫、保小連携、特別支援学校との交流等を計画的に実施し、人と人のつながりを大切にする。

○コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や他者と関わる生活体験や社会体験を取り入れる。
- ・子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。（グループエンカウンター・ソーシャルスキルトレーニング・アサーショントレーニング等は場面に応じて取り組む。）
- ・児童会活動において、自尊感情や自己肯定感を高めるための取組を児童主体で行う。（「自他のいいこと見つけ」啓発活動）

○保護者や地域の方への働きかけ

- ・授業参観や保護者研修会の開催、HP、学校・学年だより等による広報

活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。

- ・親子人権学習や小中合同の人権ふれあい講演会等で、様々な人権課題について親子で考える機会を設ける。
- ・個人懇談や家庭訪問等で、児童の様子について情報を共有しておく。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

○ユニバーサルデザイン（UD）による居心地のよい場所づくり

- ・教室を誰にとっても過ごしやすい場所にするこゝで、すべての児童が安心して過ごせる環境にする。
- ・ユニバーサルデザインの考えに基づいた授業づくりをし、児童がお互いに認め合えるようにする。

Ⅱ いじめの早期発見について ～小さな変化に対する敏感な気づき～

○日々の観察

- ・教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことを心がける。
- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。
- ・教職員が児童の気になる様子を観察ノートに記録し、小さな変化も見逃さないように心がける。
- ・ケース会議を設けるとともに、全教員が児童の実態を共通理解する会議や時間を設ける。

○観察の視点

- ・子どもたちの成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・担任を中心に教職員は、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ・グループ内での気になる言動を察知した場合、チームで適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

○日記や連絡帳の活用

- ・日記や連絡帳の活用によって、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

○教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・教職員と子どもたちの信頼関係を形成する。
- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

○いじめ実態調査アンケート

- ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、実態に応じて少なくとも年間5回実施する。（5月・7月、10月、12月、2月）
- ・実施にあたっては、生活アンケートの中に含めて調査し、実態の早期発見に努める。

Ⅲ いじめの早期対応について ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

○正確な実態把握

- ・当事者双方や周りの子どもからの聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
- ・関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。
- ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。

○指導体制、方針決定

- ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・問題を把握したら一人で抱え込まず、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にし、校長、教頭、生活指導担当を中心に組織で対応する。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。（「報告・連絡・相談」の徹底）

○子どもへの指導・支援

- ・いじめられた子どもの保護に努め、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分

に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

○保護者との連携

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。

○いじめ発生後の対応

- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・学校カウンセラー等を活用し、子どもの心のケアに努める。
- ・心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

○全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

- ・児童理解に関する研修、指導援助の在り方に関する研修を実施する。
- ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。

IV インターネット上でのいじめへの対応

○啓発

- ・最新の動向を把握し、児童に対して、インターネットの正しい活用方法などの情報モラル教育を充実させる。
- ・情報モラルに関する、教職員の指導力の向上や警察等の関係機関と連携した指導、児童や保護者への啓発に努める。

○未然防止

- ・発達段階や携帯電話の使用頻度に応じ、学級活動や児童会活動において、スマートフォンや携帯電話使用のルールを自分たちで考え実行する等の取り組みにより、情報発信の配慮や、発信者と受信者の双方が、有益なツールとして活用する態度を育てる。
- ・第一義的に機材を管理する保護者と連携するため、保護者会等で携帯電話等の使用に関する学校のルールを共有する。

○早期対応

- ・SNSや動画共有サイト等によるインターネットを通じて行われているいじめを発見した場合、書き込みや画像の削除など、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて警察や法務局人権相談窓口等の専門的な機関と連携して対応していく。

V いじめ問題に取り組む組織的対応について

○いじめ防止委員会の設置

- ・いじめ防止に関する指導を実効的に行うために、管理職・生徒指導担当・養護教諭・各学年代表者による委員会を毎月 1 回開催し、現状や指導についての情報交換および共通指導について話し合う。

また必要に応じて、当該学級担任、スクールカウンセラー（SC）スクールソーシャルワーカー（SSW）、警察、子育て支援課等の参加を要請する。

○重大事態への対応

- ・緊急かつ重大な生徒指導上の問題が発生したと判断した場合は、河合小学校いじめ防止基本方針に則り、適切かつ迅速な対応を行う。

その際は、緊急いじめ等対策委員会を開催して辞退の解決にあたる。

メンバーは原則として以下の通りとする。〈 校長，教頭，生徒指導担当，各学年代表，養護教諭，学校評議委員，SC，SSW，学校支援チーム，警察，小野市福祉部等 〉